

国民健康保険

後期高齢者医療制度

のお知らせ

国民健康保険料の改定

問合せ

国保年金課国保資格係

☎内線2374

国民健康保険料率が**右表**のとおり改定されました。

国民健康保険率

区 分	医療分	支援金分	介護分
所得割料率	7.71%	2.69%	2.10%
均 等 割 額	4万7300円	1万6800円	1万6600円
限 度 額	66万円	26万円	17万円

後期高齢者医療制度

令和7年度保険料

問合せ

▶制度全般に関すること

……東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター ☎0570(086)519
※IP電話の方は☎03(3222)4496へ。(出)・(回)・(例)を除く、午前8時30分～午後5時
▶そのほかの相談等……………国保年金課後期高齢者医療係 ☎(3802)4148

令和7年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書は、7月中旬以降に送付します。

均等割額の軽減

同一世帯の世帯主と被保険者の方全員の「総所得金額等を合計した額」をもとに、均等割額を**下表**のとおり軽減しています。

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円＋(年金または給与所得者の合計数－1)×10万円以下	7割
43万円＋(年金または給与所得者の合計数－1)×10万円＋(30.5万円×被保険者の数)以下	5割
43万円＋(年金または給与所得者の合計数－1)×10万円＋(56万円×被保険者の数)以下	2割

※65歳以上(令和7年1月1日時点)の方の公的年金所得は、その所得から15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します
※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります
※世帯の判定は毎年度4月1日時点(年度の途中に東京都で資格取得した方は資格取得時)で行います
※年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上の場合に適用します

保険料の計算方法

保険料は、定額を負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。

均等割額

被保険者1人当たり
4万7300円

+

所得割額

賦課のもととなる所得金額^{※1}
×所得割率9.67%^{※2}

=

保険料額(年額)

100円未満切捨て
(限度額80万円^{※3})

※1 賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額が2400万円以下の場合は43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)
※2 激変緩和措置の終了に伴い、令和7年度はすべての方の所得割率が9.67%となります
※3 激変緩和措置の終了に伴い、令和7年度はすべての方の賦課限度額が80万円となります

所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに、所得割額を**下表**のとおり軽減しています。

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

※東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置

被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険等(国民健康保険・国民健康保険組合は除く)の被扶養者だった方は、加入から2年を経過する月までの間、均等割額が5割軽減されます。所得割額はかかりません。

予防接種のお知らせ

令和7年4月から対象年齢や自己負担額が変更となる予防接種をお知らせします。

带状疱疹予防接種(定期接種)

期 間	4月1日(火)～令和8年3月31日(火)
対 象	令和7年度に 次 のいずれかに該当する方 ▶65・70・75・80・85・90・95歳になる方 ▶100歳以上の方 ▶60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいがある方 ※過去に区の費用助成で接種を受けた方は対象外
自己負担額	▶不活化ワクチン……………1万1000円 ▶生ワクチン……………4000円 ※生活保護受給者等は無料
接 種 方 法	6月中旬以降に送付する予診票等を持参し、23区内の協力医療機関で ※予診票送付前の接種を希望する方は、電話・荒川区ホームページで申し込んでください ※定期接種対象外となった50歳以上の方も、令和7年度に限り、同額の自己負担額で接種を受けることができます。接種を希望する方は、電話・荒川区ホームページで申し込んでください

高齢者用肺炎球菌予防接種(定期接種)

対象・期間	次のいずれかに該当する方 ▶65歳の方 …65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日まで ▶60～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能障がいまたはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいがある方(身体障害者手帳1級程度) …60歳の誕生日の前日から65歳の誕生日の前日まで ※過去に23価高齢者用肺炎球菌ワクチン接種した方は対象外
自己負担額	4000円 ※生活保護受給者等は無料
接 種 方 法	誕生日に送付する予診票と、必要書類等を持参し、23区内の協力医療機関で

男子HPVワクチン予防接種の費用助成を継続

期 間	4月1日(火)～令和8年3月31日(火)
対 象	区内在住で、平成21年4月2日～26年4月1日生まれの男子
自己負担額	無料(3回まで)
接 種 方 法	接種予診票(電話・荒川区ホームページで申し込み)を持参し、区内の協力医療機関で

問合せ

健康推進課予防接種係

☎内線3901

